～全ての生徒が安心して教育を受けられるために～

# 高校生等奨学給付金を支給します

## （福岡県私立高校生等奨学給付金募集要項（通常申請分））

福岡県では、平成26年4月1日以降、私立高等学校等に入学した者のうち低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために支給されるもので、**返済は不要**です。

## 1　制度の概要

### ◆　対象となる世帯

**令和7年7月1日**現在、次の全てに該当する世帯

・　保護者等が福岡県内に住所を有すること

・　A－①②生活保護受給世帯（高校生等本人に係る生業扶助を受給していること）、B－①②、C－①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税）である世帯、C－②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105，500円未満である世帯で、専攻科に通う生徒の世帯、C－③道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264，500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯で、専攻科に通う生徒の世帯

※B－①、B－②、C－①の世帯については、**均等割のみ課税されている場合も対象**となります。

・　生徒が高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の支給を受ける資格を有する者であること

ただし、以下の要件に該当する場合は対象外となります。

・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている者

・他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者

・保護者等の中に、令和7年1月1日時点で海外に居住しており、住民税の課税情報が取得できない者がいる場合

### ◆　支給額

<table>
<tr><th colspan="2">世帯区分</th><th>課程</th><th>支給額（年額）</th></tr>
<tr><td colspan="2">A－①、A－②<br>生活保護（生業扶助）受給世帯</td><td>全日制・定時制・<br>通信制</td><td>52，600円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B<br>（上記Aを除く）</td><td>B－①<br>非課税世帯</td><td>全日制・定時制</td><td>152，000円</td></tr>
<tr><td>B－②<br>非課税世帯（通信制）</td><td>通信制</td><td>52，100円</td></tr>
<tr><td>C<br>（専攻科のみ）</td><td>C－①<br>非課税世帯</td><td>専攻科</td><td>52，100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">C－②<br>保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105，500円未満である世帯</td><td>専攻科</td><td rowspan="2">10，420円</td></tr>
<tr><td colspan="2">C－③<br>保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264，500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯</td><td>専攻科</td></tr>
</table>

・　新入生早期分を受給済みの方の通常申請での支給額は、年額から支給済額（年額の4分の1）を差し引いた金額になります。

・　「扶養する子が3人いる世帯」とは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいいます。

## 2　申請書類

**〇共通書類**

・福岡県高校生等奨学給付金申請書（通常申請／様式１－１（高校生）、様式１－５（専攻科））

・通帳の見開き部分の写し等（金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの）

・在学証明書（学校を経由して申請する場合は不要です）

**〇添付書類（世帯区分ごと）**

| A.　生活保護受給世帯（生活保護受給世帯であって高校生等本人に係る生業扶助を受給している世帯） |
|---|
| ・ 生活保護受給証明書（**令和7年7月1日現在**で**生業扶助**を措置していることを証明するもの）<br>※写しの提出可。保護証明書の発行窓口で発行可能。<br>※必ず**基準日以降に発行したもの**を提出してください。 |

| B.　道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯 |
|---|
| ・ **令和7年度**課税証明書又は非課税証明書（写しの提出可。） |

| C. ①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（**専攻科の生徒**）<br>②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105，500円未満である世帯（**専攻科の生徒**）<br>③道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264，500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（**専攻科の生徒**） |
|---|
| ・ **令和7年度**課税証明書又は非課税証明書（写しの提出可。）<br>・ 個人対象要件証明書（学校を経由して申請する場合は不要です） |

## 3　申請手続について

**福岡県の申請期限：令和7年8月29日（金）**

・ **提出方法については、学校の指示に従ってください。**

・ 奨学給付金については福岡県庁ホームページにも掲載しています。

（トップページ ＞ 教育・文化・スポーツ ＞ 学校教育 ＞ 私立学校
（URL　https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h26-shogakukyuhukin.html））

※学校より県に直接申請するよう指示があった方については、申請書等を添付しておりますので、上記ホームページより印刷してください。

なお、ご家庭等に印刷する環境が無い方についても、同ホームページに資料請求方法等を記載しておりますので、ご確認下さい。

※生徒1名毎に申請が必要です。兄弟姉妹の提出漏れがないよう十分に注意してください。

※基準日時点（4月1日）で保護者等が福岡県外に在住する生徒は、保護者等が在住する都道府県に申請してください。

## 4　支給方法

・ 支給決定後、学校（福岡県に直接申請した方は福岡県）を通じて振込予定日を記載した支給決定通知書を送付し、申請者の指定する口座に振り込みます。（**支給決定通知前に振込日をお問い合わせいただいても回答できかねますので、ご了承ください。**）支給日は、10月下旬～翌年1月の間の予定です。

・ 支給は原則として学校毎の審査が終了したものから順次行いますが、書類不備等により学校毎の審査完了までに時間を要する場合は、支給時期が遅くなることがあります。

・ 申請後、奨学給付金支給口座の**凍結や名義変更が発生した場合は、速やかに学校**（福岡県に直接申請した方は福岡県）**に連絡してください。**（連絡が遅れると、給付金の支給ができなくなる場合があります。）

・ **奨学給付金の支給口座については、控えを取る等して必ず忘れないようにしてください。**
（個人情報となりますので、お問い合わせに対して回答を差し控えさせていただくことがあります。）

## 5　家計急変世帯への支援について

住民税が課税されているが、災害等により収入が減少し、非課税世帯に相当する世帯が対象です。

**令和7年1月1日～令和7年12月31日**の期間に急変した世帯が対象です。申請期限は令和7年8月29日（金）です。

※申請区分は家計急変以外の申請の場合と同じです。（生活保護区分は家計急変の対象外です。）

※申請先となる都道府県は基準日（申請日の翌月1日（申請日が1日の場合はその日））に保護者等が在住している都道府県です。

**提出書類**

・ 福岡県高校生等奨学給付金申請書（様式1－2、1－6）
・ 高校生等奨学給付金（家計急変）申立書
・ 通帳の見開き部分の写し等（金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの）
・ 令和7年度課税証明書（写しの提出可）
・ 家計急変後の収入状況を証明する書類
※詳細は、申請書別紙「家計急変対象者であることの証明書類一覧表」を確認してください。

**給付額について**

ⅰ）7月1日までに家計急変が発生した者
→年額を支給

ⅱ）7月2日以降に家計急変が発生した者
→発生日に応じた月割り額を支給
※家計急変日の属する月の翌月（急変日が1日の場合は当該月）以降の月数で算出

（例1）10月1日に家計急変が発生した場合（B区分世帯）
152，000円×6月（10月～翌年3月）／12月＝76，000円

（例2）12月31日に家計急変が発生した場合（B区分世帯）
152，000円×3月（翌年1月～翌年3月）／12月＝38，000円

※給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点を切り捨てます。

**収入基準について**

確認書類をもとに、家計急変発生後１年間の年収を推計し、所得割合算額の見込が非課税の世帯に該当するか判断します。

＜所得割合算額が非課税相当の世帯の年収目安＞

| 世帯構成 | 年収目安 |
|---|---|
| ３人世帯 | 2,216,000 円未満 |
| ４人世帯 | 2,716,000 円未満 |
| ５人世帯 | 3,216,000 円未満 |

**※年収は目安のため、該当していても対象外となる場合があります。**

**年収見込額の推計等**

・収入見込額には退職金等の一時的な所得のほか、失業手当や傷病手当等の非課税所得は含めないものとします。

・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で年収を推計する場合は、次の計算方法によるものとします。

原則として、（3か月の平均給与月額×12 月）＋賞与（見込）額

**お問合せ先・申請書提出先**

福岡県　人づくり・県民生活部　私学振興・青少年育成局　私学振興課　修学支援係

〒812－8577　福岡市博多区東公園7番7号

電話　092－643－3139